Q12.住んでいたところから無理やり追い出された。それなのに土地の評価額や家の価値を勝手に決められるのには納得できない。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

それぞれのお宅の賠償額を決めるのは難しく、時間をかければ不動産鑑定士等を入れてできるが、迅速にしっかりと損害を賠償させていただくために、こういうやり方で算定させてもらって、 賠償額を決めさせていただきたいという提案である。ご納得いただけないようであれば、原子力 損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介や裁判という方法もある。

実際の損害が定型額を超える場合については、超過分を実費賠償にて賠償いたします。

Q13.裁判の費用は国と東電で負担してくれるのか

(資源エネルギー庁 賠償担当)

裁判に関しては、判決において、裁判の費用も含めてどちらが負担するという判決が出るので、司法の判断によることとなる。原子力損害賠償紛争解決センターを利用する際は、その際の費用は公費で賄われる。申立て・和解の仲介に関する手数料はかかりませんが、センターに提出するための書類の作成費用、郵送費用、期日出席のための交通費、弁護士等の専門家に依頼した場合の費用などは御負担いただいている。なお、センターが本年3月に策定・公表した「総括基準」では、弁護士代理人による申立ては、弁護士費用も賠償すべき損害としている。(標準的な場合で、和解により支払を受ける額の3%を目安)

Q14.6年で全損という扱いが示されているが、個人的にはもう家はカビだらけでもう全損じゃないかと思っている。6年で全損という根拠は?

(資源エネルギー庁 賠償担当)

全損の考え方は今年3月に原子力損害賠償紛争審査が策定した中間指針二次追補を参考にしている。特に帰還困難区域内の不動産については、事故後6年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情があり、当面は市場価値が失われたものと観念することができることから、迅速な被害者救済の観点から、当該不動産に係る財物価値が本件事故発生直前の価値を基準として100パーセント減少(全損)したものと推認するというのが指針の考え方である。

Q15.建物に関しては、①固定資産評価額を元に算定する方法 ②建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法 ③個別評価と3つの算定方法があるが、土地に関しては「固定資産税評価額×1.43」の算定方式しかないのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

そのとおり。実際の取引額よりもその算定によると大幅に算定額が低くなるケースの場合は個別にお話を伺いたい。

O16.十地に関する算定方式で「固定資産税評価額×1.43 とあるが、「1.43 の根拠は何か。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

宅地については、固定資産税評価額が地価公示価格の7割を目途に評価されることから、0.7の逆数である1.43を掛けることによって、固定資産税評価額から元々の評価額(公示価格相当)を割り戻している。

O17.土地の価格は、取引額とすべきでは。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

ご指摘のとおりだが、土地に関しては、取引事例がないケースも多くあり、今回の賠償基準については、皆様の土地について、客観的な土地の価値を示すデータということで、固定資産税評価額を元にして算定する方法を採用した。

Q18.借地権割合とはどういうことか。

(東京電力)

法的に設定されている借地権において、土地を持っている所有者、その土地をお借りしている方、そのような場合にどのような割合で賠償金が支払われるかということをまとめている。概ね持ち主が7、借主が3というような割合の値を用いたものを借主、持ち主という扱いにしている。

土地所有者および借地権者には、国税庁から公表されている借地権割合等を参考に設定した権利割合を乗じて賠償金額を算定する予定します。

Q19.家を建てるときに借地をしている人もいる。借地の金額については、地主と借主に対しどのような配分で払われるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

土地そのものの賠償は地主、つまり所有者の方に行われることとなる。

土地所有者および借地権者には、国税庁から公表されている借地権割合等を参考に設定した権利割合を乗じて賠償金額を算定する予定です。

Q20.なぜ固定資産税評価額を元に算定する方法と建築着工統計にも基づく平均新築単価を元に 算定する方法で、評価が高い方を選択させるような曖昧なものをつくったのか、腑に落ちない。また個別 評価の場合にかなり時間がかかるのではという不安もある。説明して欲しい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

固定資産税評価額を元に算定する方式だけだと築年数が古いものについては評価額が非常に低くなってしまい、それを元に係数をかけてもたいした金額にならないといった事情がある。それを改善するために建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法が取り入れられた。市町村と協議の結果、どちらか高い方を選べるような形にした。

個別評価についてはご指摘のとおり、非常に時間はかかると予想される。皆様の何十万件という件数を一つずつ鑑定士が入って個別評価をしたら大変な時間がかかる。また、避難指示が解除されるまでは賠償が確定しないので、確定するまで賠償金をお支払いしないということであれば、皆様方に多大なご迷惑をおかけすることになるため、損害を推認するというのが指針の考え方である。

早期に皆様に賠償金をお支払いさせていただきたいが、納得できない方には、時間がかかるが個別評価で評価させていただく。

Q21.個別評価をしたらその額になるというのは、固定資産税評価額を元にしたものや新築単価を元にしたものよりも個別評価が低くなったら、それは個別評価の額になるということか。三つの内の一番高いものをとれるという報道もあるが、明確にしてほしい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

今、考えているのは、評価の算定方式のうち、固定資産評価額を元に算定する方法と平均新築単価を元に算定する方法、この二つの方法で算定した通知を請求書の中に書いて皆様にお送りさせていただき、ご納得いただける方にはその高い方を選択できるような形をとっている。それでもご納得いただけない、適正な評価ではないといった場合については、個別評価の方に移っていただくことを考えている。個別評価に移るにあたっても、皆様のそれぞれの状況に応じて、二つの評価方式よりも高く算定される場合が多い状況は分かるので、それぞれの事情をみさせていただいて、そのような状況がある場合には個別評価をご案内する形をとる。本来、皆様のお宅を個別に評価するのが損害賠償にあたっては正式な方法。個別評価の値が一番正確な値なので、これをすると他の簡便な方法での値をとるのは法論理的に難しい。したがって、個別評価にいくときにはしっかりと高い評価になるような要因を調べさせていただいて、逆に言うと低くなるような場合には、この二つの算定方式から選んでいただいた方がいいというのをしっかりと丁寧に説明させていただきたいと考えている。

Q22.この基準で算定すると、他の土地で双葉と同等な土地や家を購入するのには足りない。足りない分について、国の方で低利融資や無償の貸付等の方法は考えているか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資をご用意している。

O23.賠償の算定式の係数を上げればいいのではないか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

まず今日、説明させていただいた建物の評価で、固定資産税評価額を元にして算定する方法と、平均新築単価を元に算定する方法をご説明させていただいたが、最初は固定資産税評価額のみで算定する方法を素案では考えていた。しかし、木造住宅で非常に古いお宅だと、固定資産税評価額だけで算定すると非常に評価額が低くなってしまうといったご指摘をいただいて、平均新築単価、福島県で平成23年度に建てられた木造の新築住宅の平均単価をとって、それを築年数に応じた償却を行い、古いお宅のところでも、固定資産税評価額が低いお宅でも高く評価できるような方式をとらせていただいた。またそれ以外でも財物ではないが、営業損害とか就労不能損害では、土地の公共収用の場合の損失補償の方法と比較しても長期の賠償を行っている。これはダムや道路を作るためにお宅を移転してもらわなければならない、そういった方、事業者に対しての営業損害の補償、また個人の方に対しては就労不能損害の補償というものに比べて倍相当の期間の賠償を行っている。これらの方法をあわせて考えることで、皆様の生活再建に資する賠償となるようにしたいと思う。

Q24.貸家に入って大家の許可を得て、大家ではなく借主が費用負担してリフォームした場合、そのリフォーム部分の賠償はどうなるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

家の持ち主である大家の建物の価値が上がる、大家の建物にリフォーム部分の価値が上乗せされたということで算定される。リフォーム部分の所有権は精査しないと分からないが、一般的に大家に移っていると考えられる。この場合、事故前の価値の算定に含まれて大家=建物の所有者に対して支払われる形になろうかと思う。リフォーム部分の所有権がどうなっているかによってまた変わってくる。

リフォームしたといっても家財に分類されるようなものがあれば、家族構成に応じた定額の賠償額を超えた損害について、借家人の家財として賠償額を算定することが可能。

Q25.建物の個別評価はいつから始めるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

10月には受付開始できるように準備を進める。

財物賠償の開始に際して、賠償基準や固定資産税評価額の取得方法についての調整に時間を要しており、現時点で受付を開始できておりません。早急に準備を進め、可能な限り早期に支払い開始ができるよう努力します。

Q26.個別評価は、契約書で簡単にできるのか。何十年前に作った家では契約書もない。こういう家だと証明するために写真が必要なのか。不動産鑑定士の鑑定が必要か。家財についても、ものを列記すればいいのか、写真を添付するのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

個別評価のやり方は現在決めているところ。決まり次第、ご案内する。ただ、一つ一つやると、 時間が非常にかかる。契約書に基づいて簡易にできるような方法を合わせて考えたい。

Q27.建物の個別評価について。自分でケヤキの木材を買って、大工さんに頼んだが、そういう場合には契約書がない。鑑定士の評価になるが、鑑定士が正当な評価をできるかどうか疑問。鑑定する場合に一緒に立ち会ってもらいたい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

個別評価に手続きについて詳細に決めているところで、まだお示しできず申し訳ない。ご指摘のとおり、持ち主の方に立ち会っていただくとか、持ち主が用意した鑑定士に評価していただくとか、中立な立場の者に鑑定していただくとか、いろいろな方法を考えている。中立な立場から評価することを考えているが、またできたらお示しさせていただきたい。

Q28.私の家は築50年になるが、外構は新しい。古い庭木もあるが、そういった評価はどうなるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

今回の基準では、まず、外構、庭木については、建物の事故前事故相当額から算定する額で 一律賠償させていただきたいと考えている。この基準を適当ではないと思う方は、個別に評価さ せていただくことになる。

Q29.48年以降は、機械的に2割払うということだが、48年には私たちの歴史が詰まっている。そういった気持ちの面の配慮はあるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

今回の基準は財物そのものの価値を元に作成しているもの。気持ちの部分は値段がつけられない、お金に換えられないようなものだと思っている。そういった意味では含まれないと考えざるを得ないと思っている。

Q30.津波にあった建物はそれぞれの程度に応じて賠償するということだが、我々にとっては、東電の事故があったために帰れないで後始末もできず、津波にあった家は床などが腐っているという状況にある。 避難しなければ大工や建築業者にお願いして事前に修復できた。今後どうすればいいのか。一般の方と同じ形で賠償をお願いしたい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

津波・地震の被害については原子力災害の賠償の対象にはならないが、立入できなかったことによって被害が拡大したということについては、原子力災害ということで賠償の対象になる。ではどの程度が津波・地震の被害であって、どこからが拡大した被害かということを個々に認定していくのは非常に困難。それをどのように考えるかということを今、早急に検討している。

Q31.家財の評価額(帰還困難区域の場合:1人家族:325万円、2人家族595万円、4人家族715万円など)は何を基準に決めたのか?

(資源エネルギー庁 賠償担当)

火災保険の家財が焼失した時の保険金の支払い額等を参考に東京電力が決めた。

O32.「家財保険に準じて支払う」と明記してほしい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

火災保険や家財保険の考え方を参考にはしているが、賠償(事故時の財物の価値を賠償する)と保険(契約に基づいて損害があった場合に定められた額を支払う)は基本的な考え方が異なる。

O33.家財の基準における子どもの定義は?

(資源エネルギー庁 賠償担当)

平成5年4月2日以降に産まれた方(本件事故発生日時点で既婚者の方を除く)18歳以上の方は大人の扱い。

事故発生時点で満17歳であっても、同学年であれば世帯を営む状況に差がないと考え、平成 23年4月2日時点で18歳未満の未婚者を子どもとするよう、定義を緩和しました。

Q34.タンス一棹には100万以上するものもあるし、ジュウタン三畳でも100万以上するものもある。一人家族、二人家族などで制限されるのは不公平ではないか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

家財の賠償は、家族構成、人数に応じた定額をお支払いするのがまず第一段階。それに家財の損害額がおさまらない、たとえば高いじゅうたんをお持ちであったりとか、高いタンスをお持ちであったりとか、骨董品を持っている、お仏壇も非常に高価なものがある、そういったものは、定額の賠償額におさまらない。そこは一つ一つ個別にお仏壇なり骨董品なり高いじゅうたんなり、お着物といったものを個別に評価して賠償させていただく。決して定額で終わりということではなく、定額を越えた損害が発生しているのであればしっかりと評価して賠償させていただく。

購入時の価格が30万円以上のものについては、別途、高額家財として賠償する方向で検討中です。

Q35.家財道具の賠償金は、1つの土地の中に2つの家がある場合、家財道具は一括して賠償されるのか?

(資源エネルギー庁 賠償担当)

1つの土地の中に建物が2つあって、各々別の世帯があれば、それぞれの一建物の中の家族構成でご請求いただくようになろうかと思う。

Q36.今でも警戒区域内の家に関して住宅ローンを払っている。金利は賠償の対象となるか。また、国が支払いの終わっていないローンを肩代わりすることはできないのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

住宅ローンの金利は賠償の対象とはならない。また、今回の賠償は失われた価値に対する賠償であるから、国がローンを肩代わりすることはない。

Q37.店を大きくするために古い家を事故前に解体したが、そういった費用に対する賠償はあるか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

その財物の、事故があった時の固定資産税評価額で評価する。財物があれば評価はされるが、詳細は個別に東京電力でお聞きして対応する。

基本的には事故前に解体した建物の解体費用は賠償の対象とならないが、事故により営業ができなかったということであれば東電と個別に相談していただきたい。

Q38.いつ戻れるか分からないという事を考えると借り上げ方式で賠償をしていただきたい。借り上げ方式の賠償が可能なのか。借り上げ方式は宅地や住宅を人に貸したという意味で毎月の賃料としてもらいたい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

継続的にその賠償額を数年に分けてお支払いするといった方式については、そういったご意見があったということで承る。

皆様の生活再建を支えていこうとする観点からすれば、賠償額は事前にまとまって一括でお支払することをしないとなかなか使いにくい。小出しにするとそれはまた皆様に負担をかけるだろうといったところから、ある一定期間の将来にわたるものを事前に一括でお支払いするという内容を盛り込ませていただいた。ご意見は承ったので、そういった方法もとれることが出来るかどうか検討してみたい。

なお、今回の原子力事故の賠償では所有権の移転を行わないというのが基本。所有権自体 は、全額賠償した後も皆さんのお手元に残る。

Q39.お墓を移転したい。賠償の対象となるか。また、お墓自体は賠償の対象となるか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

移転する際の実費が賠償の対象となる。お墓自体を賠償の対象とするかは検討中。 お墓の賠償は現在検討中のため、移転費用についても個別の事情を踏まえて検討していきます。

O40.壊れたお墓は、津波でどうこうではなく東電で全部直してほしい。草刈りもしてほしい。

(東京電力)

出来る限りのことをしたい。お墓についてどのように賠償していくかはなかなか結論が出ていないので検討中だが、直すのは難しい。屋根のブルーシートはやらせてもらっているが、お墓については、今後賠償の仕方が決まってからお示ししたい。

草刈りについては、私どもは許可がないと警戒区域に入れず、入りづらい状況にある。先程話したブルーシートについては入っているが、草刈りについてなかなかすぐには難しい。お金を支出して委託して行うのは非常に難しいかと思う。ご意見は経営層に伝えて、何ができるか考えていきたい。

O41.駐車場の土地は賠償の対象となるか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

不動産で登記されているものか、固定資産税で評価できるものか、そういった要件はあるが、 基本的には賠償の対象となる。

駐車場の土地も賠償の対象となります。

O42.納屋や車庫は賠償の対象となるか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

個人の家と同様の基準で賠償の対象となる。

納屋や車庫は賠償の対象となります。ただし、固定資産課税評価がなされている物件か、そうでないかの違いにより、事故前の時価相当額の算定方法が異なります。

Q43.植木は賠償の対象となるか。植木 1 本にしても高いものもあるだろうし、安いものもあるだろうし、 盆栽もあるだろうし、昔からの木もあるだろうし、その賠償の査定、これも東電でやってもらえるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

固定資産税評価額を使う方法と平均新築単価を使う方法の場合は建物価格の5%相当として 算定する。これに見合わないもの、これだと評価額が低くなってしまうようなもの、例えば杉の木 のようなものがあったり、盆栽などは評価額が低くなってしまうので、ご指摘のとおり、このような 場合、個別評価させていただくといった方法を採る。

O44.償却資産として車両運搬具特殊車両とかあるが、自転車は対象となるか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

自転車については家財として扱うかを検討中。

事業専用割合が100%であれば償却資産として賠償し、事業専用割合が100%未満の場合には家財として賠償いたします。

Q45.農家には、コンバインやトラクターなど高価なものが多い。これらを償却資産ととらえているが、乱暴な基準で評価されると困る。実際はコンバインやトラクターは20年くらい使用するもの。8年の償却期間はやめて、実情にあった評価をしていただきたい。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

農家で使用されている機械は長年使用するものだと承知している。具体的に細かいものはまだ検討していないが、今後実情にあったかたちで対応していきたいと思っている。

現在、農業用機械については、引き続き詳細について自治体等の御意見等を伺いながら、具体的内容をつめているところです。

O46.農地と農機具について説明してほしい。

(東京電力)

農機具については、事業用資産となる。帳簿価格に償却資産係数を掛けて出す、というのが 適用されるのではないかと思う。詳細については個別に相談させていただきたい。

現在、農業用機械については、引き続き詳細について自治体等の御意見等を伺いながら、具体的内容をつめているところです。農地については、財物賠償として行うが、具体的な基準について実態を踏まえ検討中です。

Q47.農地の補償が作付面積だけの補償である。作付面積だけでは納得がいかない。山林も全て補償してほしい。

(資源エネルギー庁賠償担当)

田畑や山林の資産価値の賠償は検討中。営業損害とは違う資産としての観点での賠償となる。

Q48.棚卸資産の賠償額について詳しく説明をいただきたい。売却額が事故発生時の帳簿価格を下回ることで発生した損失額とあるが、持ってこないでそのまま現地に置いてきた場合には、どうなるのか。業種毎に違うが、薬とか花屋さんとかは賠償終わっていると聞いている。中小企業は早めに賠償してもらわないと大変。もう少し、もう少しというが、具体的にいつというのは出ないのか。金融機関や取引先とも話をしなければならない。

(東京雷力)

個々によっても違い、細かいところは調整中。もうしばらくお待ちいただきたい。いつですとはっきり言えない。

棚卸資産は、時価相当額もしくは、時価相当額に廃棄費用を加算した額、時価相当額から売却による収入を減産した額を賠償することになります。

Q49.建物の修復費用等に係る賠償金請求の案内が来ているところと来ていないところがあるが、どうなっているのか。

(東京電力)

書類を送付するにあたり、あらかじめ、地区の登記簿を全部確認し、登記簿上に載っている名前を、弊社にご連絡いただいている名前と照合し、そこでその土地の所有者だと確認できたものについては郵送させていただいている。そこで、例えば名前が違っているなど確認ができないものについては、どこに送ってよいかわからないということもあり、送付していないものがある。そういう場合は、「こういった土地があります」「建物があります」というところをご連絡いただければ、すぐに対応と確認を行い、所有が確認できれば、請求書をお送りさせていただきたい。

Q50.親が登記上の名義人であってもすでに親がなく、息子が後を継いでいる場合は、登記簿上の名義人がいないということで書類が来ないのか。

(東京電力)

そのとおり。建物の修繕費用として、平米あたり14000円を先行して、少しでも早く必要なお金をお支払いさせていただきたいということで、登記上をベースにお送りしている。

Q51.建物の修復費用等に係る賠償金請求をした場合、14,000円ということは、それで認めたんだから、あなたの家は14万円ですよと、そういうことになるんじゃないかと心配している人もいる。今後、本賠償になったときに、例えば14,000円/㎡の仮払いを頂いても、その家が平米あたり20万円なら20万と考えてよいか。

(東京電力)

14,000円については修復費用。本賠償での実際の平米単価が14,000円ではない。勘違いされやすいが、まったく別物である。

O52.住宅の修復は、本人が行うのか。業者が入って行うのか。帰れないのに修復ができるのか。

(東京電力)

今の双葉町の場合、警戒区域が設定されているので、業者に委託して業者が自由に入って修 復ができるという状態ではない。ただ、運用方法、制度を考えて、そういった皆様の委託を受け て先行的に家の修復を行おうという場合には、入れるような形の制度を作って参りたい。

Q53.避難で、置いて来ざるを得なかったペットが自宅で亡くなっていた。これに対する賠償如何。

(東京電力)

おそらく家財の賠償の範疇に含まれると思うが、まだ検討中のため、正式な回答はもう少しお待ちいただきたい。

Q54.一人暮らしをしていた母が避難中に亡くなった。そうした場合の母の建物や財産に関する扱いはどうなるのか。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

3月11日に、双葉町に居住していた方については、賠償の対象になる。ただし、お支払いする 先は、建物の所有者になっており、その点は相続手続きをしていれば確実にお支払できる。今、 相続されていない場合においても、所有者を確認してお支払いをするという手続を検討中だが、 決まり次第、それはお答えさせていただきたい。確実にお支払いするためにも、できれば登記を していただきたい。

Q55.双葉にいた頃は水道水を使ったことがない。避難して水道料がかかっている。東電は水道や光熱費については払わない。であれば井戸に対しての賠償をしてもらいたい。井戸を財物として補償するのか。

(東京電力)

水道水に関しては、他の会場にても意見があるので、検討している。決定していないためここではっきりと申し上げられないが、前向きに検討している。

Q56.8月に立入りで入った時に家を見たら天井も落ちていて壊さざるを得ない。取り壊す際に、東電の方に立ち会ってほしい。

(東京電力)

そういった機会ができれば、一緒に入りたい。

Q57.田畑や山の賠償の話がまだない。田畑についても代替地を要求したいくらいである。

(資源エネルギー庁 賠償担当)

畑、山林の評価は、ご指摘のとおりまだ決まっていない。こちらも早急に調整を行い、出来れば個人の住宅等と合わせた形で賠償請求の受付を行いたいと考えている。全く手付かずの状態ではなく、素案を作って関係方面と今調整を行っているところ。この調整がついたら皆様にもしっかりした形でお知らせしたい。

宅地以外の土地については、個人の住宅等とは異なるタイミングでの賠償開始となる見込みです。

Q58.スクリーニングを受けても、子どもを育てている人などは不安でその車に乗れないということで車を新しく買い換えた場合は、その差額の賠償をどう考えるか。

(東京電力)

車については、線量が超えて持ち出せない場合はまだ双葉町に置いてあると思うが、それについては今、賠償を進めさせていただている。それ以外で最初持ち出せたけれども中古販売の方が受け取ってくれなかったとか買い替えをしたというような場合については原則として賠償の対象にはならないが、個別事情を伺いながら、対応させていただく。賠償としてはすぐに認められるというものではない。それにつきましてはご容赦いただきたい。

Q59.家が3km圏内にある。一時帰宅したら雨もりで家の中がぐちゃぐちゃになっていた。見るに見かねて自分でビニールを買って、屋根にかけている。そういう費用は見てもらえるのか。

また、地震保険の方で、保険会社から、損壊割合を出してくださいと言われ、自分で写真を撮ってきて出した。しかし屋根が直せない状態で、雨もりが進んでいる。そういった被害は追加的な評価をしてもらえるのか。 地震保険で補償できなければ東軍の補償になるのか。

(東京電力)

屋根のシートがけについては東京電力で協力させていただいている。3km圏内も新たにやらせていただくこととなった。作業を行う際には連絡をする。地震、津波の損壊程度についてどうするかは、今、検討させていただいているところ。

Q60.物置や倉庫などの建物にも修繕するなりブルーシートを掛けるなりの対応をお願いしたい。

(東京電力)

現在、対応しているのは、家屋の部分だが、倉庫や納屋に関するご意見は頂戴している。限られているところはあるが将来的には検討させていただきたい。